

利用者のコメントに基づく 景観整備効果の分析

¹ 福井 恒明・² 安藤 義宗・³ 兼子 和彦

¹ 正会員 博士（工） 国土交通省国土技術政策総合研究所 環境研究部緑化生態研究室
（〒 305-0804 茨城県つくば市旭 1, E-mail:fukui-t92ta@nilim.go.jp）

² 非会員 （株）地域開発研究所
（〒 110-0015 東京都台東区東上野 2-7-6, E-mail:ando@rdco.co.jp）

³ 正会員 （株）地域開発研究所
（〒 110-0015 東京都台東区東上野 2-7-6, E-mail:kaneko@rdco.co.jp）

本研究は景観整備の価値に関する考え方を整理するために、雑誌記事に掲載された景観整備事業の利用者及び周辺住民のコメントから景観整備事業の効果の分類および価値軸の提案を目的とする。街路、河川、広場・公園の35事業を対象とした分析により、景観整備事業の効果をもとに①施設利用効果、②活動誘発効果、③周辺波及効果、④コミュニティ効果、に分類しそれぞれの考察を行った。また、利用者が事業を評価する際の評価軸として、①誘因評価、②景観機能評価、③地域性評価、④他者評価、⑤事業認識評価、を提案し、評価主体や評価の安定性に関する考察を行った。さらに効果の種類ごとに計測手法の可能性について考察した。

キーワード：景観整備、整備効果、事後評価

1. はじめに

(1) 背景

「美しい国づくり政策大綱」により公共事業における景観への配慮が内部目的化され、全ての公共事業において景観への配慮を行うこととなった。もちろんコストダウンへの大きな流れもあり、政策大綱や景観法の規定だけで景観への配慮が現場に浸透するものではないが、これまでより多くの事業で景観検討がなされるようになったことは間違いない。景観の重要性を以前から認識してきた人々にとっては、ようやくここまで来たか、という感があるが、その一方で、これまで専門家の共通認識だけでよかった「景観」の効果や価値をより一般的な形で説明する必要性が生じてきた。

公共事業の効果は経済価値で表現されることが多く、ややもすると貨幣換算できないものには価値がないと言われかねない。しかし何でも貨幣換算できるとするのは市場主義的な見方であり、すべてのものが経済価値に置き換えられるとは考えにくい。

公共事業のうち、道路や港湾などの整備は経済効果を

狙う側面が大きいが、街路や公園、水辺などの整備は利用者が快適に施設を利用し、地域に愛着を持って豊かな生活を送ることが主目的であり、土地価格の上昇などは副次的なものであると言えよう。そのため景観整備の効果を経済価値によって計ることは適切ではない。これらを踏まえると、経済価値の評価とは別の方法で景観評価の効果を経済価値に直接計測する考え方と手法を確立することは、極めて重要な課題である。

こうしたことを扱った既存研究としては、景観整備事業の効果の評価する枠組みとして、利用者の意識変化、活動変化、事業周辺の実体変化の3段階を示し、河川整備においてケーススタディを行った安仁屋ら¹⁾や、小布施町で実施された拠点的な景観整備が住民に及ぼした影響の把握、整備効果としての物理的実態の把握を行った川島ら²⁾のものがあるが、景観整備効果計測の考え方は未だ整理された状況ではない。

(2) 目的

本研究では、景観整備事業の効果に関する考え方を整理するため、既に実施された景観整備事業に対する利用

者及び住民のコメントから以下の点について分析することを目的とする。

- 1) 景観整備事業の効果として、発生している現象及び将来的に期待されている現象を抽出し整理分類する。
- 2) 利用者及び住民の評価の基準となっている事項を整理し、評価軸として提案する。

(3) 研究の方法

分析対象は、日経コンストラクション(日経BP社発行)の連載記事「土木の風景」に掲載された利用者及び住民の意見(「利用者の声」欄)とする。本研究では1999年以降に発行された号に掲載されたもののうち、特に景観整備効果が大きいと考えられる、人の来訪・利用を前提に整備が行われている35事例(街路5, 河川13, 公園・広場17)を分析する(表-1)。

「土木の風景」は5ページまたは6ページ構成で、始めの見開き2ページが事業を象徴する1枚の写真、残りのページのうち、半分程度が写真と図面、残りが諸元、経緯、設計意図、技術やデザインの工夫などに関する説明文と、記者の取材による「利用者の声」が掲載されて

いる。「利用者の声」の字数は多くない(300~350字程度)が、記者が取材した利用者の意見を的確に要約しており、字数以上の内容が集約されている。

そこで、掲載された利用者の声から、現に発現している効果、今後期待される効果、評価の指標を事例ごとに整理し、街路、河川、公園・広場の分野ごとに考察を行う。

2. 事例分析例

(1) りんご並木(長野県飯田市)

事例ごとの分析を、「りんご並木(長野県飯田市)(図-1)」を例に説明する。この事例は飯田市のシンボルであるりんご並木の大通り(片側2車線、改修前日交通量4000台以上)を、歩車道一体の通りとして整備したものである。住民参加方式でデザインを検討し、幅30mの都市計画道路の約350mの区間について、両脇を通行帯として一面レンガ舗装とし、中央にりんご並木の緑地を配したものである。この例では3名の「声」が掲載されている³⁾。

「完成直後は交差点で事故もあったが、少しずつ暗黙のルールが出来てきた^①。歩車が互いに譲り合うモラルが育つといい。だが、この道が狭くなって周辺道路が渋滞しているから市街地全体の交通体系を早く整備する必要がある。地元としては、駐車場不足も問題^⑤。(男性、自営業、55歳)」

「最初の青写真とはかなり違い、りんごが主役ではなくなった感じ。でも、車で走るのに不便は感じないし^⑥、歩く人は少し増えた^②ように思う。市にも意見は言っているけど、私たちも上手に使っていくことが大切^③。若い人が集まってくる工夫をしたい^④。(女性、自営業、56歳)」

「市には、歩行者優先ということをもっとアピールしてもらわないと困る^⑤。歩車一体だから歩行者が道の真ん中を歩いていて、車にクラクションを鳴らされ

表-1 分析対象事例

分野	事例
街路	りんご並木(長野県飯田市)
	富山駅北口の街路整備(富山県富山市)
	2002メモリアルロード(静岡県袋井市)
	花見小路(京都市)
	丸の内仲通り(東京都千代田区)
河川	阿久和川・集いのまほろば(横浜市)
	岸公園(島根県松江市)
	水環境館(北九州市)
	木曾川水園(岐阜県川島町)
	水無川導流堤(長崎県島原市)
	ぐんまりハビリパーク(群馬県前橋市)
	狭山池の大改修(大阪府大阪狭山市)
	住吉入江の修景(三重県桑名市)
	湊町リバープレイス(大阪市)
	小松川地区スーパー堤防(東京都江戸川区)
	猫突川環境整備(千葉県浦安市)
	女鳥羽川の改修(長野県松本市)
	江川せせらぎ遊歩道(川崎市)
駅前広場	京都駅北口広場(京都市)
	沼津駅北口駅前広場(静岡県沼津市)
	寝屋川市駅東側駅前広場(大阪府寝屋川市)
都市公園	HAT神戸・灘の浜地区(神戸市)
	築地川銀座公園(東京都中央区)
	県民広場(沖縄県那覇市)
	けやきひろば(さいたま市)
	道の広場「バスクル・こばな」(群馬県高崎市)
港湾緑地	ポートサイド公園(横浜市)
	アクアマリンパーク(福島県いわき市)
	矢倉緑地(大阪市)
	ハーバンプロムナード(香川県高松市)
	砂丘ガーデン(茨城県ひたちなか市)
	阿川ほうせんぐり海浜公園(山口県豊北町)
	きららスポーツ交流公園(山口県阿知須町)
巖流島(山口県下関市)	
長崎水辺の森公園(長崎県長崎市)	



写真-1 りんご並木(長野県飯田市)³⁾

ている。なかには飛ばす車もあるから危ない。(自営業、44歳)」

以上の記述から、デザインに関してすでに発現している効果として、利用ルールの形成(下線部①に対応、以下同じ)、歩行者の増加(②)、住民が主体的に関わる財産としての認識形成(③)、の3点が挙げられる。また、今後期待される効果として、下線部④の記述から交通機能以外の利用(滞留やイベント利用)、来訪者の増加などを読み取ることができる。

一方、利用者は自動車の通りやすさ、歩行者と自動車との共存に着目し(⑤)、評価指標として安全性、利便性があることがわかる。空間としての利用やイメージの改善に言及がなく、評価が読み取れないのは、歩車共存の調整に難航し、交通問題の解決が本事業のポイントとなったためと考えられる。

(2) 富山駅北口の街路整備(富山県富山市)

この事例は、従来は駅の裏側と認識され、あまり利用されていなかったJR富山駅の北口から、富岩運河の親水公園までをつなぐ片側の歩道幅30mの大通りである。地下道の出入口や広告塔などの別事業とも調整を図ってデザインを統一したものである(写真-2)。これに関する「利用者の声」は次の通りである。

「せっかくきれいな通りができたのに、使う側のモラルがなっていない④。歩道も花壇も水の流れもゴミだらけ。あつという間に袋がいっぱいになるほどすてである。だから私は毎日ゴミを拾って歩いている①。腹が立つが、根気よく続けるしかない③と思っている。(男性、無職、75歳)」

「住む者にとっては、街がきれいになってうれしい。以前のうら寂しい雰囲気と比べたら本当によくなった⑥。ビルができて少し風が強くなったかもしれない。夜、人通りが無くなると若い人たちがスケートボードをしたりして騒ぐ②のがとても迷惑。(女性、主婦、62歳)」

「木が大きくなって、ヨーロッパの並木道みたいにな

れば、もっと都会的な雰囲気になると思う⑥。まだ人が少なく、がらんとしているのが寂しい。オープンカフェみたいなおしゃれなお店もほしい⑤。(女性、会社員、23歳)」

以上の記述から、現に発現している効果として、清掃活動(①)、スケートボード等の新たな利用(②)、住民の財産であるという認識の形成(③)、が挙げられ、利用モラルの形成(④)、オープンカフェ等通りを行かした沿道土地利用の変化(⑤)が将来の効果として期待されていることがわかる。

一方、利用者は樹木の大きさ、人通り、利用密度、沿道の土地利用に着目し、予測や期待も含めた上で「通りの雰囲気(都会的、きれい、明るい)を評価している。また、ゴミの有無や若者の出す騒音から、利用モラルも評価軸のひとつとなっていることがわかる。

3. 分野別の景観整備事業効果

前章に例示したような分析を35事例について行い、これを集約した結果、景観整備事業の効果として大きく次の4つのカテゴリーが抽出された。

- ・施設の個人的利用に与える効果(施設利用効果)
- ・施設を活かした活動を誘発する効果(活動誘発効果)
- ・施設周辺の空間に与える効果(周辺波及効果)
- ・地域コミュニティに与える効果(コミュニティ効果)

このほか、利用者や住民が景観整備を認識することも効果として考えられる。これは安仁屋らの言う「利用者の意識変化」に相当するもので、上記のような効果の前段階として、あるいは上記の効果の結果として見出されるものである。ここでは「認識効果」と呼ぶが、上記の4つの効果とはやや異質なため、本研究では効果の指摘に留める。

これら効果の内容を事業種別ごとに紹介する。

(1) 街路事業の効果

街路事業における景観整備効果を表-2にまとめた。施設利用効果としては、利用者、来訪者の増加といった効果が見られる。その内訳には、散策、休憩、近所の子供等による遊び場としての利用が抽出された。

一方、沿道の土地利用の変化や、既存施設のファサードの変化など、周辺空間が変容するという周辺波及効果も見られる(期待される)。これは、先の散策や休憩といった街路の基本的機能に基づいた行為から派生して、そこから見える範囲の空間に対する要望などが、こうした効果を生んでいると考えられる。

また同様に、活動誘発効果としてイベント等の開催や、コミュニティ効果として利用ルールの形成や清掃活動と



写真-2 富山駅北口の街路整備(富山県富山市) 4)

いったものが見られる。これも利用者、来訪者の増加に関連する効果として考えられるだろう。

(2) 河川事業の効果

河川事業における景観整備効果を表-3にまとめた。施設利用効果の形態としては、先の街路事業と同様、利用者、来訪者の増加という効果が見られるが、行為の内容は詳細なものが抽出できた。これは、街路と比較して、水面があることが、多様な利用方法をもたらしていることと考えられる。具体的には、釣や川を見てくつろぐ、お弁当を広げる、運動や川遊び、環境学習といったものである。

同様に、活動誘発効果についても、船舶による遊覧や、環境保全運動など、水辺があることに関連する活動が見られる。周辺波及効果、コミュニティ効果については、ほぼ街路と同様のものが見られた。

(3) 広場公園事業の効果

表-2 景観整備事業の効果(街路事業)

項目	活動・現象
施設利用効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用形態の変化 ・散策の頻度、散策路の変化、通勤通学路の変化 ・休憩、滞在時間の変化 ・近所の子供等による遊び場としての利用 ・利用者、来訪者の増減
活動誘発効果	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のイベントの開催、商業活動の活性化(〇〇の市など) ・祭り等の地域行事の開催
周辺波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスの設置などによるオープンカフェや、新規店舗の立地など、通行者を客とした、商業活動の変化 ・沿道建物の修景、枝線路地の修景、軒先への花壇の設置等、既存建築物のファサードや軒先空間の変化(プライバシーの保護のための変化も含む)
コミュニティ効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールの形成 ・樹木の手入れ、花壇等の設置 ・清掃活動

表-3 景観整備事業の効果(河川事業)

項目	活動・現象
施設利用効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用形態の変化 ・散策の頻度、散策路の変化、通勤通学路の変化 ・休憩、滞在時間の変化 ・水面を利用した遊びの発生(釣、川遊び) ・利用者、来訪者の増減
活動誘発効果	<ul style="list-style-type: none"> ・祭り等の地域行事の開催 ・花見等、自然を活かしたイベントの開催 ・船舶による遊覧事業 ・環境保全、学習活動 ・施設を核とした避難体制の構築
周辺波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスの設置などによるオープンカフェや、新規店舗の立地など、通行者を客とした、商業活動の変化 ・沿道建物の修景、枝線路地の修景、軒先への花壇の設置等、既存建築物のファサードや軒先空間の変化(プライバシーの保護のための変化も含む)
コミュニティ効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールの形成 ・樹木の手入れ、花壇等の設置 ・清掃活動

広場及び公園事業については、機能及び場所の特徴から、駅前広場、都市公園等、港湾緑地に分類した(表-4~6)。全てについて、施設利用効果による利用者、来訪者の増加の効果が見られたが、具体的な活動はそれぞれで異なっている。駅前広場については、他の交通手

表-4 景観整備事業の効果(広場・公園事業(駅前広場))

項目	活動・現象
施設利用効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用形態の変化 ・待ち合わせ場所としての利用 ・買い物や通勤の合間の休憩、滞在時間の変化 ・障害者、高齢者の積極的利用 ・利用者、来訪者の増減
活動誘発効果	<ul style="list-style-type: none"> ・商業活動の活性化
周辺波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスの設置などによるオープンカフェや、新規店舗の立地など、通行者を客とした、商業活動の変化 ・沿道建物の修景、枝線路地の修景、既存建築物のファサードの変化(特に看板等のしつらえの変化) ・周辺商業施設の出入り口の付け替えなど連携性の向上

表-5 景観整備事業の効果(広場・公園事業(都市公園等))

項目	活動・現象
施設利用効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用形態の変化 ・散策の頻度、散策路の変化、通勤通学路の変化 ・休憩、滞在時間の変化 ・近所の子供等による遊び場としての利用 ・利用者、来訪者の増減
活動誘発効果	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のイベントの開催(フリーマーケット等) ・祭り等の地域行事の開催 ・花火や花見の会場 ・施設を核とした避難体制の構築
周辺波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスの設置などによるオープンカフェや、ホテルなど、公園を借景とした商業活動の変化
コミュニティ効果	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民同士の会話の場 ・樹木の手入れ、花壇等の設置 ・清掃活動

表-6 景観整備事業の効果(広場・公園事業(港湾緑地))

項目	活動・現象
施設利用効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用形態の変化 ・散策の頻度、散策路の変化、通勤通学路の変化 ・休憩、滞在時間の変化、 ・水面を利用した遊びの発生(海水浴、釣、磯遊び) ・利用者、来訪者の増減
活動誘発効果	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のイベントの開催(フリーマーケット等) ・祭り等の地域行事の開催 ・花見等、自然を活かしたイベントの開催 ・花火の見物会場 ・環境保全、学習活動 ・施設を核とした避難体制の構築 ・ヨット等の船舶による水域の利用活性化
周辺波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスの設置などによるオープンカフェや、ホテルなど、公園を借景とした商業活動の変化 ・隣接した建物の修景、既存建築物のファサードや軒先空間の変化(プライバシーの保護のための変化も含む) ・対岸等、周辺景観の改善
コミュニティ効果	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民同士の会話の場 ・樹木の手入れ、花壇等の設置 ・清掃活動

段との結節点となるものであり、施設そのものの利用を目的とした人ではなく、買い物や他の移動の途中にある施設として、休憩や待ち合わせといった行為が現れている。一方、都市公園や港湾緑地については、対象施設の利用を目的に来訪し、休憩等を行っているほか、港湾緑地については、海水浴や運動等の利用がなされている。

周辺波及効果については、駅前広場や都市公園等では、隣接する商業施設の利便性に言及している例が多く、この点で将来的な変化が予想されるが、水面に隣接し、見通しがきくことの多い港湾緑地では、隣接している施設のみならず、水面の利用や周辺の眺めについて言及している例が多かった。なお、今回対象とした都市公園等は、そもそも何らかの施設の一部として整備されているものであり、周辺には独立した住居等は存在しないが、例えば、住宅地に整備される公園などでは、周辺の民家等の外観が変化するなどの効果も期待されるであろう。

4. 評価指標と評価構造に関する考察

事業による効果が現象として起こる背景には、住民や利用者の施設に対する認識や価値評価が存在していると考えられる。「土木の風景」の「利用者の声」の内容から、どのように対象を評価しているのか、評価の結果現れるであろう現象と比較しながら、評価の観点及びその指標について抽出を試みた。

その結果、評価指標としては様々なものが見られたが、対象にどのような指標を当てはめるのかについては、事業によって共通性が見られるものと、そうでないものが見られた。

(1) 価値評価の観点と指標について

a) 訪れる動機に関連する評価（誘因評価）

そもそも評価対象となる施設を訪れる動機として、施設の位置づけや実際の機能の新規性や希少性、知名度に関する評価がある。これは、地域内に一つしかない水辺公園であることや、話題になったことなど、施設の外部評価によるものである。来訪者の増加といった現象に繋がるものと考えられる。

b) 行為を担保する施設の機能やデザインに関する評価（景観機能評価）

一方、施設を訪れて行う行為については、施設そのもののデザイン等の内的評価に関連すると考えられる。今回の調査では、街路、河川、公園・広場といった比較的身近な事業を対象としているせいか、共通して「歩くこと」及び「休憩すること」の2つの行為を行うことを目的とした場合の、施設の快適性や利便性に関する評価が

見られた。この評価指標（良し悪しを決める基準）は、身体感覚に即するものである。

なお、施設の整備目的及び位置づけが明快な場合には、その観点から評価されている。例えば遊興施設やスポーツ施設などである。また、河川や港湾など、水辺に位置する施設については、「歩くこと」「休憩すること」に関連して、水辺に近寄れることなどが、共通に求められている。こうした機能が担保されていることが、散策や休憩などに派生する具体的な活動を現象として生むものと考えられる。

同様に、周辺の景観等の周辺施設に関する評価がある。これには、先にあげた「散歩」「休憩」といった機能が、評価対象施設自体に求められない場合に、周辺施設に求める場合など、その施設を利用する際の利便性に関するものなど、機能の観点から評価するものと、施設からの見通しが良い場合に、そこから眺められる対象に関連性を求める場合が見られた。こうした観点から評価がなされていることは、特に商業施設を中心に、周辺施設の土地利用に影響を及ぼすことに繋がると考えられる。

c) 地域性に基づいた施設デザイン・機能に関する評価（地域性評価）

特に整備施設が立地する地域に対するイメージや価値、立地場所の有する自然や歴史などにある程度共有されたものがある場合には、地域性からみた施設デザインの妥当性について評価が行われている。評価基準は地域イメージと合致しているかどうか、立地特性を生かしているか、という観点である。

こうした観点からの評価は、共通認識の基づいたものであるため、自然の観察会などの、団体活動に結びつくほか、周辺施設のファサードデザインなどの変化に結びつくと考えられる。

d) 他者の活動に関する評価（他者評価）

一方、施設そのものではなく、他の人の活動に関して評価を行っている事例が多く見られた。これは、施設付近に住宅がある場合に、その住民は施設の利用方法（ゴミやモラルの問題）を評価する場合と、商業施設が隣接する街路や緑地など、多くの人の利用が期待されるような場所で利用者が賑わいを求めるといった形で共通している。この評価指標となるのは、それぞれの有無である。こうした観点から評価が行われていることは、利用ルールや清掃などの地域コミュニティ形成に関連する効果のほか、イベント等での利用などの効果を生むと考えられる。

e) 事業の実施・維持管理に関する評価（事業認識評価）

上記 a)～d) は施設及びその周辺のデザインに関する評価と位置付けられるが、その他、事業の必要性や進め方、維持管理に関する評価も行われている。このことの効果としては、例えば、WSで地元の意見を取り入れて

もらったから、地元で管理しようといった形で現れている。こうした評価は、主に住民が行っており、利用ルールや清掃などの地域コミュニティ形成に関連する効果につながると考えられる。

(2) 評価の基準と評価主体の関係について

前節のように評価軸を整理したが、どういった評価軸によって評価するかは、評価主体によって異なると考えられる。特に、住民とそれ以外の来訪者では大きく異なるであろう。誘因評価（新規性、希少性）は、主に住民以外の利用者が重点を置く評価である。一方、住民は事業認識評価（事業の実施、維持管理）に重きを置いていると考えられる。また、他の人の活動に関する評価については、住民以外の利用者が賑わいを一般的にプラスに評価するのに対し、住民ではマイナスに評価するなど、評価の基準が逆になっているという違いもあると考えられる。

(3) 評価の普遍性について

(1)に挙げた評価軸のうち、特に誘因評価については、容易に評価基準が変わるものと考えられる。一方、実際の利用しやすさなどを基準とする、景観機能評価の結果はさほど変わらないであろう。

また、地域性評価については、多分に意味的な評価を行うこととなるが、評価時点で地域らしさに対する共通認識が無い場合や、地域らしさを表現するデザインの蓄積がなければ、容易には評価できない。地域らしさを表現したとする安直なデザインが各地で見られるが、こうしたものの評価も評価時点によって変化するものと考えられる。

さらに、事業認識評価についても、一過性のものである可能性が高いといえる。（住民参加で整備したから、行政がきちんと維持管理してくれているからということ）を動機に、住民で活用しよう、管理しよう、といった現象は継続しないであろう）。加えて他者評価は、これ以外の評価を含む評価の結果現れる効果を、再度評価しているものであるため、評価時点で変化する評価項目であると考えられる。時間の変化とともに、評価基準が変化するものとそうでないものを表-7に整理した。

(4) 施設の機能と現象の関係について

表-7 評価項目と評価の安定性

長期的に基準が安定している評価
・景観機能評価
短期的に基準が変わる可能性のある評価
【整備時点から遞減すると考えられる評価】
・誘因評価
・事業認識評価
【調査時点で基準が変わると考えられる評価】
・地域性評価
・他者評価

したがってある施設整備にともなって、新たな活動が観測されたとしても、これが一時的な現象である可能性を含んでいることは念頭においておくべきである。無論、一時的な現象も含めて、施設の機能ということができているが、評価自体の目的や応用を考えるならば、施設の機能（効果）を実際の現象を把握することで代える場合には、時間の経過を考慮した評価の枠組みが必要となる。

この問題を回避するには、整備後ある程度時間が経過した時点で評価を行うことが効果的であると考えられるが、整備後早い時点で機能評価を行い、なるべく施設が普遍的に有する機能を把握しようとしたならば、「長期的に基準が安定している評価に基づく現象」（以下「長期的評価」という）と「短期的に基準が変わる可能性のある評価に基づく現象」（以下「短期的評価」という）に分けて把握することが考えられる。

5. 機能評価手法の検討

(1) 手法検討の観点

実際に長期的評価に基づく現象と、短期的評価に基づく現象を区別して把握することは容易ではない。具体的には、来訪者の増減といった大枠での現象の捉え方ではなく、活動内容のほか、その頻度や満足度を同時に計測することで、評価の実施時期に関わる評価結果の流動性を補完するといったことが考えられる。機能評価にあたっては、①定点観測等による実際の活動や現象の状況のほか、同時に②ヒアリングやアンケートによる意識調査が必要になる。

上記を踏まえたうえで、事業別の機能評価手法について検討する。先に整理したとおり事業の効果ごとに整理することとする。

(2) 街路事業における機能評価

a) 施設利用効果の把握

街路事業の施設利用効果には、散策や休憩を基本とする利用形態の変化のほか、利用者の増加といったことが考えられる。この効果を把握するには、整備前後の利用者数および利用内容の変化を調査する必要がある。

一方、街路には、駅前道路のように不特定多数の人が訪れる街路と、近隣住民のみが利用している住宅地の街路のように利用者を特定することができる街路が考えられる。

後者については、事後的に近隣住民にアンケートを実施することで、整備前後の利用形態の変化及び利用者の増減を把握することができる。

一方、不特定多数の人が利用する街路の場合には、整備前後で、定点観測やヒアリング調査を実施し、結果を

比較することが望ましいだろう。もし事後的にのみ調査を行う場合は、来訪者への街頭ヒアリングにより、整備前後での利用形態、来訪頻度を把握し、統計的に処理することで、把握することが考えられる。

b) 活動誘発効果の把握

街路整備による活動誘発効果には、商業イベントや祭りの会場となることが期待されるが、これについては、実施団体は明快である。特に街路で行う場合には自治体等への届出が必要であるため、自治体等への問合せにより、団体を把握、実際にヒアリングを行うことで、施設デザインとの関連性を把握することが可能である。

c) 周辺波及効果の把握

既往研究で用いられている方法のように、基準を設けて、修景を行った施設を抽出、所有者にヒアリングもしくはアンケートを実施することで、整備時期及び意図を把握することが考えられる。但し、街路であれば基本的に、沿道及びその支線路地に限られた範囲での効果であると考えられるため、沿道の建物に対する悉皆アンケート調査も現実的方法であると考えられる。

d) コミュニティ効果の把握

対象となる人は限定的である。事後的なアンケート調査、ヒアリング調査で、十分に把握可能である。

(3) 河川事業における機能評価

a) 施設利用効果の把握

街路事業同様、河川事業の施設利用効果には、散策や休憩を基本とする利用形態の変化のほか、利用者の増加といったことが考えられる。この効果を把握するには、整備前後の利用者数および利用内容の変化を調査する必要がある。

河川には、都市内の河川であって、商業地域に近い場合など①不特定多数の人がついでに訪れる河川、周辺には住居が立地し、②近隣住民のみが日常的に利用している河川、大河川のように、周辺にはあまり建物が密集していない河川で、③多くの利用者が目的意識を持って訪れている河川、といったパターンが考えられる。

②については、利用者の総体が特定できるため、延長が長い河川ではない場合は、整備後の住民に対する悉皆アンケート調査などにより、整備前後での利用形態、頻度を把握する方法が考えられる。

①及び③については、利用者の総体を特定できないため、事業の実施前後で、定点観測による利用内容、利用密度を観察し、比較することが望ましい。もし事後的にのみ調査を行う場合は、来訪者への現地ヒアリングにより、整備前後での利用形態、来訪頻度を把握し、統計的に処理することで、把握することが考えられる。

b) 活動誘発効果の把握

実施主体の把握が問題となるが、これには自治体や近

隣自治会、住民へのヒアリングによって把握するほか、大きなイベントについては、観光案内等を参照することが考えられる。特定後は実施主体へのヒアリングやアンケートにより、事業の実施前後での利用形態、頻度、デザインとの関連性を把握することが可能である。

c) 周辺波及効果の把握

既往研究で用いられている方法のように、基準を設けて、修景を行った施設を抽出、所有者にヒアリングもしくはアンケートを実施することで、整備時期及び意図を把握することが考えられる。但し、延長が長くなければ、川沿いの建物に対する悉皆アンケート調査も現実的方法であると考えられる。

d) コミュニティ効果の把握

対象となる人は限定的である。事後的なアンケート調査、ヒアリング調査で、十分に把握可能である。

(4) 広場・公園事業における機能評価

a) 施設利用効果の把握

広場・公園事業の施設利用効果を把握するには、整備前後の利用者数および利用内容の変化を調査する必要がある。

広場・公園を利用者層によって分類すると、特に駅前広場のように、①不特定多数の人がついでに訪れるもの、住宅地内の近隣公園など、周辺には住居が立地し、②近隣住民のみが日常的に利用しているもの、港湾緑地など、広域な範囲から③多くの利用者が目的意識を持って訪れているもの、というパターンが考えられる。

②については、利用者の総体が特定できるため、整備後の住民に対する悉皆アンケート調査などにより、整備前後での利用形態、頻度を把握する方法が考えられる。

①及び③については、利用者の総体を特定できないため、事業の実施前後で、定点観測による利用内容、利用密度を観察し、比較することが望ましい。もし事後的にのみ調査を行う場合は、来訪者への現地ヒアリングにより、整備前後での利用形態、来訪頻度を把握し、統計的に処理することで、把握することが考えられる。

b) 活動誘発効果の把握

実施主体の把握が問題となるが、これには自治体や近隣自治会、住民へのヒアリングによって把握するほか、大きなイベントについては、観光案内等を参照することが考えられる。特定後は実施主体へのヒアリングやアンケートにより、事業の実施前後での利用形態、頻度、デザインとの関連性を把握することが可能である。

c) 周辺波及効果の把握

特に駅前広場など、商業と密接に関わる場合には、様々な要因で建物の用途やファサードが変化すると考えられるため、因果関係について把握することが重要である。既往研究で用いられている方法のように、基準を設けて、

修景を行った施設を抽出，所有者にヒアリングもしくはアンケートを実施することで，整備時期及び意図を把握することが考えられる。

d) コミュニティ効果の把握

対象となる人は限定的である。事後的なアンケート調査，ヒアリング調査で，十分に把握可能である。但し，港湾緑地等の規模が大きく，様々な自治体や自然活動団体が活動すると考えられる場合には，事前に管理者等にヒアリングを行い，実施団体を抽出することも考えられる。

6. まとめ

(1) 本研究の成果

本研究では，景観整備事業を紹介した雑誌記事から「利用者の声」の内容を整理することにより，景観整備事業の効果を，①施設利用効果，②活動誘発効果，③周辺波及効果，④コミュニティ効果，に整理し，それぞれについて街路，河川，公園・広場に関する分析を行った。

また，利用者が事業を評価する際の評価軸として，①誘因評価，②景観機能評価，③地域性評価，④他者評価，⑤事業認識評価，を提案し，評価主体や評価の安定性に関する考察を行った。

さらに，上記4種類の効果について，これを計測する手法の可能性について考察した。

安仁屋らの先行研究において景観整備効果の発現段階として，意識変化，活動変化，実体変化の3つがあることが指摘されているが，本研究はこの考え方をより詳細に論じようとしたものである。

(2) 今後の課題

本研究で指摘した効果自体は存在するものと考えられるが，この効果を客観的に提示するより具体的な手法を示し，計測の実績を増やすことが今後の課題である。

参考文献

- 1) 安仁屋宗太・福井恒明・篠原修：景観整備に関する事業の事後評価についての研究～浦安・境川をケーススタディとして～，景観・デザイン研究講演集，No.1，pp73-82，2005.12
- 2) 川島和彦・小島勝衛・根上彰生・宇於崎勝也：拠点景観整備事業を契機とした景観整備の波及・誘導効果に関する研究-長野県小布施町を事例として-，第32回日本都市計画学会学術研究論文集，pp31-36，1997
- 3) 土木の風景 りんご並木，日経コンストラクション，1999-11-12，pp.80-84，日経BP社，1999
- 4) 土木の風景 富山駅北口の街路整備，日経コンストラクション，2000-11-24，pp.88-93，日経BP社，1999